

国民年金保険料

免除・納付猶予制度を ご存じですか？

ご本人の申請手続きによって、保険料が免除または納付猶予される次の3つの制度があります。

① 全額免除・一部免除制度

「本人」・「世帯主」・「配偶者」の前年度所得が一定以下の場合、申請により保険料が全額免除または一部免除（1/4免除・半額免除・3/4免除）になります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方が「本人」・「配偶者」の前年度所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例制度

学生の方で「本人」の前年度所得が一定以下の場合、申請により保険料納付が猶予されます。

◎ 保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。

平成30年度の国民年金保険料免除・納付猶予の受け付けは、平成30年7月2日から開始します。

申請の際は、年金手帳と認印を持参してください。

【注意事項】

・申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができます。ただし、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、申請が承認されない場合があります。

・「一部納付」の期間は、その保険料を納付されないと、未納期間

【問い合わせ】 保険年金課（内線141）

笠間支所市民窓口課（内線72123）

岩間支所市民窓口課（内線73181）

平成30年度から

木造住宅の耐震改修に関する 補助制度を開始しました

笠間市では、木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修計画の作成や耐震改修工事を行う方を対象に、費用の一部を補助する制度を開始しました。

◆ 対象建築物

・昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅であること。
・併用住宅の場合、住宅以外の床面積が過半でないもの
・建築確認を受けて建築されたもの
・延べ床面積30㎡以上で、地上階数が2以下であること。

・耐震診断を受けており、上部構造評点（耐震性の評価）が1・0未満であること。

◆ 対象者

・対象建築物の所有者で、本人または2親等以内の親族の居住の用に供するために事業を行う者
・市税を滞納していない者

◆ 申し込みについて

事前に都市計画課までご相談ください。

◆ 補助対象事業と補助率

補助対象事業	補助率
耐震改修計画事業	対象建築物の耐震診断実施後、上部構造評点を向上（1.0以上）させるための改修計画（設計） 事業に要した費用の3分の2（10万円が限度）
耐震改修工事事業	耐震改修計画に基づき、改修工事を行うもので、工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの ※計画作成診断士が工事監理を行うこと。 事業に要した費用の23%（30万円が限度）

【申し込み・問い合わせ】 都市計画課（内線587）



7月9日(月) 同時発売

各1枚300円

発売期間 7月9日(月)～8月3日(金)
抽せん日 8月14日(火)

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ
03-3535-9033[みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会